

学校法人大阪成蹊学園 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準

令和2年2月27日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪成蹊学園（以下「学園」という）の役員及び評議員の報酬等に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、法人において勤務することが常態であることをいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外のことをいう。
- (4) 学内評議員とは、学園の教職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (5) 学外評議員とは、前4号以外の評議員をいう。
- (6) 役員及び評議員の報酬とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は、次のとおり支給するものとする。

- (1) 常勤の理事については、報酬、賞与、退職慰労金及び通勤手当とする。
- (2) 監事及び非常勤理事については、報酬、退職慰労金とする。
- (3) 学内評議員については、退職慰労金とする。
- (4) 学外評議員については、日額報酬、退職慰労金とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただしその日が土曜日、祝日に当たるときは前日、その日が日曜日にあたるときは前々日とする。

2 学外評議員の日額報酬は、評議員会の出席等、学園運営のための業務に当たった都度、支給する。

3 賞与を支給する場合は、支給日を毎年5月度の理事会の翌日（以下「基準日」という）とする。

(報酬)

第5条 常勤理事及び常勤監事の報酬は、別表第1、別表第2に掲げる通り、その者の職務実績や貢献度に応じ、理事長がこの規程に定める範囲号俸内で決定する。

2 前項の常勤理事及び常勤監事の報酬年額は、その12分の1を月額とする。

3 監事（常勤除く）及び非常勤理事の報酬は、別表第3に定める報酬年額とし、その12分の1を月額とする。

4 学外評議員の日額報酬は、別表第4に定める額とする。

(日割計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を日割り計算して支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、その日の属する月の1箇月分の報酬を支給する。

(通勤手当)

第 7 条 常勤理事及び常勤監事の通勤手当は専任教職員に準じて支給する。

(賞与)

第 8 条 常勤理事の賞与は、当該年度の学園業績を勘案して、支給の有無を理事長が決定する。賞与を支給する場合は、学園の教育成果、財務状況並びに担当職務に対する貢献度等を総合的に勘案し、各常勤理事の賞与支給額を別表第 5 に基づいて、理事長が決定する。

2 賞与の支給対象となる常勤理事は、基準日において在職している常勤理事とする。

(退職慰労金)

第 9 条 役員及び評議員に対する退職慰労金は、役員及び評議員任期の満了、辞任又は死亡により退職した後に支給し、別表第 6 により算出する。ただし、重大な懲戒処分や重大な法令違反等を受けた場合には支給しない。

(費用)

第 10 条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の支払い方法)

第 11 条 役員の報酬は通貨で所得税、社会保険料その他法令で定められたもの等を控除して本人が指定する銀行口座に振込みにて支給する。

2 学外評議員の日額報酬は通貨で所得税、その他法令で定められたもの等を控除して現金により支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第 12 条 学園は、毎会計年度終了後 3 月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第 13 条 学園は、この規程を学園のホームページに掲載する方法により公表する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (令和 7 年 2 月 20 日)

この規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、常勤監事に関する規程は令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

別表第1【常勤理事及び常勤監事の報酬】

(千円)

号	理事長・総長	副理事長	専務理事	常務理事	教員を兼ねる理事	それ以外の理事	常勤監事
1	16,000	15,000	14,000	12,000	別表 〈別表第2〉	12,000	6,000
2	16,500	15,500	14,500	12,500		12,500	6,250
3	17,000	16,000	15,000	13,000		13,000	6,500
4	17,500	16,500	15,500	13,500			6,750
5	18,000	17,000	16,000	14,000			7,000
6	18,500	17,500	16,500				7,250
7	19,000	18,000	17,000				7,500
8	19,500	18,500	17,500				7,750
9	20,000	19,000	18,000				8,000
10	20,500						8,250
11	21,000						8,500
12	21,500						8,750
13	22,000						9,000

別表第2【教員を兼ねる理事の報酬】

(千円)

教員を兼ねる理事													
号	年額	号	年額	号	年額	号	年額	号	年額	号	年額	号	年額
1	100	11	1,100	21	2,100	31	3,100	41	4,100	51	5,100	61	6,100
2	200	12	1,200	22	2,200	32	3,200	42	4,200	52	5,200	62	6,200
3	300	13	1,300	23	2,300	33	3,300	43	4,300	53	5,300	63	6,300
4	400	14	1,400	24	2,400	34	3,400	44	4,400	54	5,400	64	6,400
5	500	15	1,500	25	2,500	35	3,500	45	4,500	55	5,500	65	6,500
6	600	16	1,600	26	2,600	36	3,600	46	4,600	56	5,600	66	6,600
7	700	17	1,700	27	2,700	37	3,700	47	4,700	57	5,700	67	6,700
8	800	18	1,800	28	2,800	38	3,800	48	4,800	58	5,800	68	6,800
9	900	19	1,900	29	2,900	39	3,900	49	4,900	59	5,900	69	6,900
10	1,000	20	2,000	30	3,000	40	4,000	50	5,000	60	6,000	70	7,000

別表第3【監事(常勤除く)及び非常勤理事の報酬】

(千円)

職位	報酬年額
監事(常任監事)	2,700
監事(非常勤)	1,200
理事(非常勤)	1,200

別表第4【学外評議員の日額報酬】

学外評議員	評議員会等に出席その他学園の業務	日額1万円
-------	------------------	-------

・報酬日額は交通費を含み、法定控除額を控除した後の額とする。

別表第5【常勤理事の賞与】

(千円)

職位	賞与額
理事長・総長	0~3,000
副理事長	0~2,000
専務理事	
常務理事	
教員を兼ねる理事	0~1,000
それ以外の理事	

別表第6【退職慰労金算定式】

職位	退職慰労金算定方法	備考
常勤理事	月例報酬 × 係数 × 在任年数	係数は基準を「1」とし、経営状況および個人の貢献度を評価したうえで、理事長が個別に決定する
監事 非常勤理事	50,000円 × 在任年数	
学内評議員	20,000円 × 在任年数	学園に対する貢献度等を勘案し、理事会の議を経て、これを増減することができる。
学外評議員	10,000円 × 在任年数	

- ・ 在任期間は、役員等に就任した日から任期満了日又は退任した日までとし、1箇月未満の端数は切り上げる。
- ・ 1年未満の在任期間に対する慰労金は月割りとする。
- ・ 慰労金に1,000円未満の端数があるときは切り上げる。